

議会議案第1号

府立八尾支援学校の狭あい化・教室不足の解消および教育環境の改善をはかり、中河内地域に適正規模の府立知的障がい支援学校の新設等を求める意見書提出の件

府立八尾支援学校の狭あい化・教室不足の解消および教育環境の改善をはかり、中河内地域に適正規模の府立知的障がい支援学校の新設等を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき、別紙のとおり関係行政庁に提出するものとする。

令和8年3月27日提出

八尾市議会議員	五百井	真	二
同	松	田	憲
同	山	中	宏
同	奥	田	信
同	吉	村	拓
同	田	中	慎
同	越	智	妙

府立八尾支援学校の狭あい化・教室不足の解消および教育環境の改善をはかり、中河内地域に適正規模の府立知的障がい支援学校の新設等を求める意見書

大阪府立八尾支援学校は、八尾市および東大阪市を通学区域としているが、想定している学校規模を大きく上回る児童生徒が在籍し（今年度423人）、大規模化・狭あい化のため、教室不足等を引き起こし、児童生徒の学習環境が著しく悪化している。

以下、その具体例を挙げる。

- 1、トイレすらない老朽化したプレハブ校舎を50年使い続けている。
- 2、図書室は授業で使用するため、子どもたちがゆったりした空間で好きな本に出会い楽しむことができない。
- 3、特別教室を普通教室に転用しているため、学校に必要な特別教室のほとんどが普通教室に転用されている。同校小学部では体育館等の使用は中学部・高等部が優先で、体育の授業を運動に適さない普通教室で行わざるをえない状況にある。
- 4、トイレも不足しており、児童生徒の日常生活に支障が起きている。
- 5、教室不足のため、標準を超えた児童生徒数でクラスを編成せざるをえない。例えば、小学部の標準は1学級6人以下だが、今年度の小学部23学級中21学級が標準を上回る人数で編成されている。中には、児童9人・10人で編成している学級もある。
- 6、高等部が使用するプレハブ校舎では、1つの教室を間仕切りして2教室分として使用している。

さらに、同校の校舎の老朽化は激しく、雨漏りなどで天井が傷み、昨年度は小学部の教室の天井が崩落するという事案も発生した。たまたま、週末であったため事故は起きなかったが、授業中であれば児童生徒の怪我につながった可能性もある。加えて、今年度はプレハブ校舎の窓枠が落下するという事案も起きている。

同校の保護者の中から、老朽化による子どもの安全・安心への不安、学習環境の悪化に対する不満の声が上がっている。

令和7年3月30日、東大阪市定例議会において、大阪府知事宛「東大阪市内に小学部・中学部・高等部の3学部を設置した府立知的障がい支援学校の新設を求める意見書」が全議員の賛成で決定された。加えて、東大阪市教育局において、同様の要望を大阪府に上げているところである。

今年度、八尾支援学校の在籍者数は423人であり、そのうち東大阪市在住の児童生徒数は211人となっている。50万に近い人口を擁する東大阪市内において、知的障がい支援学校が新設されれば、八尾支援学校の狭あい化・教室不足の改善につながる。

加えて、大阪府学校教育審議会は知的障がい支援学校の適正規模を150人～200人としている。行き届いた教育・安全安心の教育のため、同審議会の答申を踏まえた、適正規模の新校を設置すべきである。

よって、以下の項目の実現を強く求めるものである。

記

- 1 大阪府は、府立八尾支援学校の狭あい化・教室不足を解消するため、中河内地域に新たな府立知的障がい支援学校を設置すること。
- 2 大阪府は、府立八尾支援学校の改築等を早急に行い、安全・安心の教育環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月27日

大阪府八尾市議会

議会議案第2号

太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書提出の件

太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書を地方自治法第99条の規定に基づき、別紙のとおり関係行政庁及び国会に提出するものとする。

令和8年3月27日提出

八尾市議会議員	五百井	真	二
同	松田	憲	幸
同	山中		宏
同	奥田	信	宏
同	吉村	拓	哉
同	田中	慎	二
同	越智	妙	子

太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書

近年、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、全国各地で太陽光発電設備が急速に普及している。特に固定価格買取制度（F I T）の導入以降、多くの設備が設置され、地域の脱炭素化やエネルギーの地産地消に寄与してきた。

しかしながら、制度開始から13年が経過する中で、設置当初の太陽光パネルが寿命を迎え、大量のリユース・リサイクル・廃棄の問題が顕在化しつつある。不法投棄や不適切な処理への懸念も生じており、環境負荷の低減と資源循環の確保が急務である。

再生可能エネルギーの推進と循環型社会の実現は、持続可能な地域づくりの両輪であるとともに、太陽光発電設備のライフサイクル全体を見据えた政策支援が不可欠である。

国においては、太陽光発電設備の廃棄・リサイクルに関する制度整備や支援を強化し、地方自治体が適正な処理と資源循環を推進できる体制を構築することを強く求める。

記

1 太陽光パネルのリサイクル技術及びシステムの推進

廃棄される太陽光パネルから有用な資源（シリコン、銀、ガラス等）を回収・再利用するため、国として研究開発支援及びリサイクル施設の整備促進を図ること。

2 太陽光パネル廃棄物の適正処理体制の強化

廃棄時における発電事業者や施工業者の責任を明確化し、適切な処理ルート確保、不法投棄防止策、処理業者の認定制度の充実を進めること。

3 地方自治体への支援拡充

地方自治体が廃棄物処理やリサイクル推進の現場で重要な役割を担うことから、必要な財政的支援・人員配置・技術的助言など、国による包括的な支援体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月27日

大阪府八尾市議会